

宇治茶GAP点検シート用 【マニュアル】

(2014年3月版)

【内 容】

茶園管理編 マニュアル (P 1~14)
製茶工場編 マニュアル (P 15~26)

宇治茶GAP推進プロジェクト

茶園管理編 マニュアル

1 「安心安全な茶園管理を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-1-1	必須	新規に栽培する茶園の安全性の確認	新植などで新しい土地にお茶を植える前に、次のような問題がないかどうか検討し、問題がある場合は対策を実施している。 ①土地の使用履歴	茶園リスク検討・対応表(様式集P1~2:参考様式①)を用いて、安全性を検討してみます。 安全性について対応が必要と考えられることが見いだされた場合は、対策を実施しましょう。 なお、新植に限らず、新たに茶園を取得する前にも本項目は実施します。 ※1-4-1(茶園・関連施設の基本情報の整理)の茶園地図の作成も同時に行えば、周辺環境状況がよくわかります。
			②土質(土壌の物理性、化学性)	
			③土の安全性(重金属汚染、残留農薬等)	
			④水質(水の化学性)	
			⑤水の安全性(有害物質、細菌、汚染物質等)	
			⑥作業の安全性(地理的条件、転倒防止、保護具等)	
			⑦ドリフトの危険性(近隣の営農状況の確認等)	
1-1-2	重要	茶園土壌の安全性の確保	茶園土壌に、安全性に問題がある要因(重金属、化学物質、微生物等)が含まれていないか検討し、含まれていると考えられる場合には対策をとっている。	茶園リスク検討・対応表(様式集P1~2:参考様式①)の管理点3で検討します。 判断出来ない場合は、地域の宇治茶GAP指導員に確認しましょう。
1-1-3	重要	栽培中に使用する水の安全性の確認	農薬散布や灌水等、茶園で使用する水に、安全性に問題がある要因(重金属、化学物質、微生物等)が含まれていないか検討し、含まれていると考えられる場合には対策をとっている。	茶園リスク検討・対応表(様式集P1~2:参考様式①)の管理点2で検討します。 使用する水が「飲用適」の水(水道水等)ならば問題はありません。

1-1-4	重要	農薬散布機の 使用前点検	①農薬散布作業の前に、タンクやホース等の散布器具が十分に洗浄されていることを点検している。	農薬使用の手順書(様式集P24:作成例①)の中に、使用前点検のポイントを記載し、作業者全員で共有しましょう。 散布作業前の注意点として、ポイントを作業場に掲示するのも有効です。
			②ノズルやホースの接合部等のチェックを行ってから農薬の散布作業を開始している。	
1-1-5	必須	農薬の正しい 計量・希釈	①農薬を正確に計量できる器具(秤)を使用している。	計量カップや秤を用いて、正確に計量して希釈しましょう。
			②平らな場所で正確に希釈している。	
1-1-6	必須	農薬使用基準の 遵守	①京都府茶生産協議会発行の「茶樹病虫害防除指針」の使用基準を守っている。	清浄茶生産誓約書を提出するとともに、「茶樹病虫害防除指針」が、いつでも閲覧・確認できる場所に保管しましょう。 農薬使用の手順書(様式集P24:作成例①)の中に、使用時にラベルの指示を確認することを記載し、作業者全員で共有しましょう。
			②使用する時には、使用方法(散布・灌注等)・希釈倍率・混用可否・使用量・使用回数・総使用回数及び使用時期(摘採前日数)について、ラベルの指示を確認して使用している。	
1-1-7	重要	農薬散布機の 使用後の十分な 洗浄	農薬の散布後には、薬液タンク・ホース・噴頭・ノズル等の農薬残留の可能性のある箇所に注意して手順を決めて洗浄している。	農薬使用の手順書(様式集P24:作成例①)の中に、使用後の洗浄手順を記載し作業者全員で共有しましょう。
1-1-8	必須	ドリフト(農薬飛 散)事故の回避 対策(その1)	周辺で栽培されている作物の栽培状況を把握し、そこからの農薬のドリフト(飛散)の危険性について認識している。	1-4-1(茶園・関連施設の基本情報の整理)の茶園地図(様式集P6:参考様式⑤)の作成を行えば、周辺の環境状況がよくわかります。 周辺の栽培作物や地形等によって特にリスクが高く気をつけなければならないほ場を認識しましょう。

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-1-9	重要	ドリフト(農薬飛散)事故の回避対策(その2)	周辺の生産者と農薬散布予定の情報交換をすることなどにより、ドリフト(飛散)回避対策を行っている。 また、情報交換では回避出来ないドリフトについては、他の対策をとっている。	看板の設置や声を掛け合うなどして情報交換を行いましょ う。 特にドリフトの危険が高いと判断されるほ場では、互いに連絡しあえるようにしましょう。 対策には、風向きを考慮して散布する、風の強い時には散布しない等のルールづくり等が考えられます。
1-1-10	必須	農薬使用を必要最低限にする取組	化学農薬の使用回数を必要最低限にするための様々な工夫に基づく病害虫防除を行っている。	病害虫の発生状況を的確に把握し適期防除をしたり、発生予察情報の活用、天敵の活用、フェロモン剤の利用、深刈り剪枝による病害虫の除去等が考えられます。
1-1-11	必須	農薬の適切な保管(場所)	①部外者が立ち入れないよう鍵をかけた場所で保管している	農薬は、鍵がかかる農薬保管庫で保管しましょう。
			②毒物・劇物や危険物に該当する農薬を保管している場合には、それらを警告する表示をしている。	また、危険性を示す『農薬保管庫』『劇物』などの表示を行いましょ う。
1-1-12	必須	農薬の他容器への移し替えの禁止	農薬類は、ももとの容器できちんと保管しており、ジュース等飲料の容器に移し替えてはいない。	農薬は、購入時に入っていた容器のままで保管。絶対に、別の容器に入れ替えたり、小分けしたりしない。
1-1-13	必須	発火性または引火性の恐れがある農薬の適切な保管	発火性または引火性の恐れがある農薬(油剤・乳剤等)を保管している場合は、農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確認し、その指示に従って保管している。	火気の近くで保管しない注意が必要です。

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-1-14	重要	農薬の保管方法 【保管上の整理 整頓方法】	① 開封した農薬は、蓋や開け口がきちんと閉められており、こぼれない様になっている。	左記の取組事項を実践しましょう。 また、農薬保管庫の管理方法(様式集P25:作成例②)を作業者に周知徹底しましょう。 なお、周知徹底するための方法として、農薬保管庫に、掲示するのが有効です。
			② 農薬同士がこぼれた際に混ざらないように、液状のものは粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない、もしくはトレー等を利用している。	
			③ 作物に使用するもの、作物以外に使用するもの(除草剤や圃場外に限って使用が許可されているもの)を分けて保管し、誤用を回避している。	
			④ 農薬流出に対処するため、開封した農薬及び未開封でも破損し易い容器の農薬については、内容量にあったトレーや囲いを活用している。 流出した農薬を清掃するための専用の砂・ほうき・ちりとり・ゴミ袋等が用意されている。	
			⑤ 冷涼・乾燥した場所で保管している。 また、ラベルで要求されている場合にはその温度条件が保たれている。	
			⑥ その他ラベルに記載された保管上の注意がある場合は、その指示に従っている。	
			⑦ 立ち入り可能な保管庫の場合、通気性がある。	
			⑧ ラベルが読める程度の明るさがある。	
			⑨ 農薬及び農薬準備・使用に必要な器具と、それ以外の肥料等の資材・摘採袋・燃料・機械・農産物等が接触しないように保管されている	
			⑩ 農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策がとられている。	

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-1-15	必須	農薬の最終有効年月の管理	最終有効年月を過ぎた農薬や使用禁止となった農薬は安全に保管・管理し、地域の行政やJAの指導に従って処分している。	最終有効年月を過ぎた農薬は、トレイを分けるなどして他の農薬と区分して整頓・保管したうえで、適切に処分しましょう。
1-1-16	必須	農薬使用の記録 ①	農薬を使用する際は、茶生産管理台帳に下記の項目がわかるように記録している。 ①使用場所(圃場の名称または圃場番号)	農薬使用の都度、茶生産管理台帳への記帳を行いましょう。 ③、⑤については、情報が確認できる農薬の一覧表等が有ればよい(JA等に問い合わせる)。 ※記帳することによって、以下のようなメリットがあります。 ・使用回数の超過防止 ・実際の収穫時期の変動に伴う使用時期遵守 ・耐性・抵抗性を発生させないローテーション確保 ・農場内の作業員間の情報共有 ・残留農薬事故など問題発生時の原因調査の資料
			② 使用年月日	
			③ 農薬の商品名及び有効成分	
			④ 希釈倍数と使用量	
			⑤ 使用時期(摘採前日数)	
1-1-17	重要	農薬使用の記録 ②	① 作業員名	④については、組織の責任者表に記載していればよい。 ※記帳することによって、以下のようなメリットがあります。 ・使用回数の超過防止 ・実際の収穫時期の変動に伴う使用時期遵守 ・耐性・抵抗性を発生させないローテーション確保 ・農場内の作業員間の情報共有 ・残留農薬事故など問題発生時の原因調査の資料
			② 使用目的(適用病害虫・雑草名)	
			③ 使用方法(散布機等の機械の特定を含む)	
			④ 農薬使用責任者名	
1-1-18	重要	特殊肥料・敷き草・その他資材の安全性	汚泥肥料・堆肥等の特殊肥料等の資材は、農産物に危害を及ぼす要因(重金属・化学物質・微生物)がないことを確認して使用している。	安全性に問題がないか購入先に確認して購入しましょう。
1-1-19	重要	肥料散布機の使用前点検	肥料散布機の使用前点検を行い、散布口の詰まりが無い等を確認するなどして安全に正確に散布出来ることを確認している。	肥料散布機の使用前の点検を励行しましょう。

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-1-20	必須	摘採等の作業中の危害要因の特定・検討	茶園管理作業の中にある安心安全を脅かすリスクを洗い出すために、作業内容や使用機械、器具を体系化して整理し、危害要因を検討している。	自分の茶園管理作業で、特に摘採や被覆、生葉運搬作業等に潜む安心安全を脅かす危害要因を見出すために様式集P3の参考様式②を用いて検討してみましょう。
1-1-21	必須	茶の安全を確保する対策・ルール・作業手順の決定	1-1-20で見いだした危害要因を回避するための対策・ルール・作業手順を、各作業工程ごとに作成して文書化している。 対策・ルール・作業手順は、別表1を参考として独自の必要ルールを定めている。	点検シートの16ページからの別表1を参考として、リスク回避のための対策・ルール作りを行いましょう。
1-1-22	必須	対策・ルール・作業手順の周知と実施	上記で定めた対策・ルール・手順を全ての作業者が知っていて、実践している。	自分たちで作った対策やルールを全員で読み合わせをしたりして、作業員全員が知り、実践出来るようにしましょう。

2 「農業労働の事故を防ぐために」

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-2-1	必須	作業における危険箇所の把握	茶園管理作業において作業員のケガや事故が発生することが考えられる危険な作業・場所について、一覧表などを作成して整理している。	これまでの農作業をふりかえり、怪我をしたり、ヒヤリ、ハットした場所や作業を思い出して、茶園情報一覧表(様式集P4:参考様式③)の留意事項の欄に書き出してみましょう。
1-2-2	重要	事故の防止対策	上記で整理した一覧表に基づき、事故を防ぐための対策やルールを作成している。具体例としては別表2を参考とする。	点検シートの19ページからの別表2を参考に、自分の作業中の事故を防ぐ対策やルールを作成してみましょう。
1-2-3	重要	事故の防止対策の作業員への周知徹底	上で決めた対策・ルール・手順を、茶園で作業を行う全員が知っていて実践している。	事故を防ぐ対策やルールについて勉強会をしたり、掲示したりして、作業員全員が共有出来るようにしましょう。

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-2-4	重要	危険な作業に対する作業者の制限	<p>危険な作業を実施する作業者は、下記の条件を満たしている。</p> <p>①安全のための十分な訓練を受けたことが記録で分かる。</p> <p>②危険な作業をする者は、酒気帯び者、薬剤を服用して作業に支障のある者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者ではない。</p> <p>③高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。</p> <p>④安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。</p> <p>⑤一日あたりの作業時間の設定と休憩の取得を設定している</p>	<p>①農作業安全についての訓練や講習を受けた際のテキストや受講証を保管しておきましょう。</p> <p>②～⑤労働事故の発生を無くすために、作業内容について十分留意をしましょう。</p> <p>(指導にあたっては、農作業事故防止の重要性の理解を促し、積極的に訓練や講習会へ参加する意識を高める。)</p>
1-2-5	必須	公的資格の取得	<p>茶園管理作業の中に、下記作業等がある場合は、公的資格を保有している、または講習を修了した者がいる。</p> <p>危険物取扱者、フォークリフト運転技能講習等</p>	<p>〇〇〇〇資格、△△△資格については、免許証や受講証等をコピーして整理し、免許の期限切れ等が無いように注意しましょう。</p>
1-2-6	重要	安全な農業機械の使用	<p>①安全装備の確認、使用前点検、使用後の整備等は機械・設備メーカーの説明や取扱説明書に規定された方法で実施している。</p> <p>②機械・設備の安全を損ねるような改造を実施していない。</p>	<p>取扱説明書類は、必ず熟読し、また、すぐに読み返せるようわかりやすい場所にまとめて整頓して保管しましょう。</p>
1-2-7	必須	適切な燃料の保管管理(その1)	<p>①燃料類の周辺は、火気厳禁にしている。</p> <p>②危険物は、消防法及び地方公共団体の火災予防条例に定める指定数量に関する取り決めを遵守して保管している。</p> <p>③適切に消火設備を配置している。</p>	<p>①火気厳禁の表示をしましょう。</p> <p>②指定数量を超えずに保管。</p> <p>③消火器等を配置しましょう。</p>

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-2-8	重要	適切な燃料の保管管理(その2)	①燃料類は、ひび割れやキャップ・栓の閉め忘れ等がなく、漏洩を防止して保管している。 ②ガソリンは、専用のスチールの容器で保管する。	①「閉栓確認！」等の表示をして閉め忘れがないようにしましょう。 ②専用の容器を使用して保管しましょう。
1-2-9	努力	適切な燃料の保管管理(その3)	① 使用しないときはバルブをしっかりと閉めている。 ② 燃料タンク・ポリタンク等の転倒防止対策を講じている。 ③危険物表示を行っている。	①バルブ閉め確認の掲示をしましょう。 ②平らなところに置き、杭やチェーンで固定しましょう。
1-2-10	必須	農薬散布時の保護衣・防護具の着用	農薬散布作業者は、適切な保護衣及び防護具(マスク・ゴーグル・手袋等)を着用して作業を行う。	作業者の健康を保護するために、適切な保護衣、防護具の着用をしましょう。
1-2-11	重要	保護衣・防護具の洗浄	保護衣・防護具は、使用後に適切に洗浄している。	農薬使用の手順書(様式集P24:作成例①)の中に使用後の洗浄を明記して、全員で共有しましょう。
1-2-12	必須	保護衣・防護具の適切な保管	保護衣と防護具(マスク・ゴーグル・ゴム手袋、ゴム長靴等)は、農薬および農産物と接触しないよう保管する。	保護衣や防護具は、農薬と同じ場所に保管せず、また、導線を考慮するなどして、生葉や荒茶、摘採用具に触れないような場所に保管しましょう。
1-2-13	必須	労災保険への加入	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。(常時雇用の従業員が、5名未満の個人事業を除く)	
1-2-14	必須	最低賃金の遵守	従業員・雇用者の最低賃金は法律を遵守している。	京都府の最低賃金を確認し(京都府HP参照)それ以上であることを確認する

3 「環境にやさしい茶園管理を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-3-1	必須	農薬散布液の調整方法	①農薬の散布液が余ることの無いよう、散布面積から必要な量だけを調整している。	農薬使用の手順書(様式集P24:作成例①)の中に空き容器等の洗浄方法を明記し、作業員で共有しましょう。 茶園情報を整理(様式集P4:参考様式③)して、茶園面積から、必要な散布量を調整しましょう。
			②農薬の空き容器や調整する際に使用した計量カップ等は、使用后3回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻している。	
1-3-2	重要	農薬による水質汚染の防止	使用した農薬が地下水や河川を汚染しないようにしている。	①耕種的防除等の実施 ②残液は、散布ムラへの対応等で処置しましょう。 ③用排水路に流入させないような場所で洗浄しましょう。
			①必要最低限の使用	
			②散布残液の適切な処理 ③散布器具の洗浄水の適切な処理	
1-3-3	必須	農薬の周辺住民への影響の回避	①周辺地へ農薬のドリフト(飛散)がないように、散布方法や風向き・風速などに気をつけて散布している。	①農薬使用の手順書(様式集P24:作成例①)の中に明記しましょう。
			②散布する際の近隣住民への事前の周知等を行っている。	
1-3-4	必須	廃棄物の減量・分別・リサイクル(農薬の空容器)	農薬の空容器は下記のことを守って保管している。	農薬の空容器が環境を汚染しないよう、左記の①～④をルールとして保管するようにしましょう。
			①空容器の処理と保管はラベルの指示に従っている。	
			②容器内の農薬は使い切っている。 ③空容器は他の目的に使用しない。	
			④人間、動物、農産物や包装資材と接触しないよう、環境を汚染しないように安全に保管している。	

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-3-5	必須	廃棄物の適正な処理の実施 (農薬の空容器等)	農薬の空容器は下記のことを守って処理している。 ①地方公共団体の指導に従って処理している。	JA等に回収処理の予定を確認して、適切に処理をしましょう。
			②地方公共団体、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。	
1-3-6	重要	肥料による水質汚染の防止	必要以上の施肥によって、地下水や河川を汚染しないように、施肥量の適正化等に留意している。 ①投入した堆肥等からの肥料成分の考慮	左記の①～③等、施肥量の適正化を意識した施肥を行いましょう。
			②施肥基準に則した施肥	
			③緩効性肥料の利用等	
1-3-7	必須	肥料の使用に関する内容の記録・保存	生産管理台帳に下記の内容を記録している。 ①施肥した場所(圃場の名称または圃場番号)	茶生産管理台帳への記帳を行いましょう。 ③成分については、成分の一覧表があればよい。
			②施肥日	
			③肥料等の名称と成分	
			④施肥量	
			⑤施肥方法(散布機械の特定を含む)	
			⑥作業名	

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-3-8	必須	廃棄物の適切な保管と処理	①茶園管理作業で出る廃油・廃プラスチック・植物残渣・その他の廃棄物を把握し、処理方法と保管場所を整理している。	廃棄物処理一覧表(様式集P5:参考様式④)で整理しましょう。
			②廃棄物は地方公共団体の指導に従い、適切に保管・処理している。	
			③使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしていない。	
1-3-9	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクルの実施	茶園から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。	①分解性マルチの利用 ②分別保管 ③ビニールの再利用等
			①廃棄物の減量	
			②決められた場所に分別して保管 ③リサイクルの努力をしている	
1-3-10	重要	外来雑草の適切な管理	堆厩肥を施用する場合は、発酵熱による外来雑草種子等の殺滅に留意している。	未熟な堆肥は投入しないようにしましょう。
1-3-11	必須	土づくりの実践	堆肥や適切な土壌改良資材の投入等により、土づくりを行っている。	堆肥施用や刈り落としによる土づくり、PH調整のための石灰類の施用、を行いましょう。
1-3-12	重要	土壌流出の防止	茶園からの、土壌や肥料の流出が考えられる場合には、透水性の改善や敷き藁を行うなどの対策をとっている。	茶園リスク検討・対応表(様式集P1~2:参考様式①)の管理点5で検討し、流出が心配される茶園では、暗渠の施工、敷き藁等を行いましょう。
1-3-13	努力	エネルギー節減対策の実践	①不必要な電力消費がないよう管理している。	節電の意識を持つとともに、「電源OFF」「アイドリングストップ」等の掲示を行うのが効果的です。
			②車のアイドリングのストップ等、省エネルギーを実践している。	

1-3-14	努力	適切な鳥獣被害対策の実施	下記のような鳥獣を引き寄せない対策、被害防止対策を実施している。 ①放任果樹の伐採	茶園リスク検討・対応表(様式集P1~2:参考様式①)の管理点13で検討し、鳥獣害の被害が心配な茶園では左記のような対策を実施しましょう。
			②侵入防止策の設置	
			③追い払い活動	

4 「安定的な経営のために」

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-4-1	必須	茶園・関連施設の基本情報の整理	宇治茶GAPに取り組む際の基礎的な情報として、下記の情報を整理している。 ①茶園の名称または茶園番号、茶園所在地の特定(地番等)、面積、品種 ②倉庫等の施設の名称、所在地の特定(地番等) ③周辺の状況が分かる茶園(圃場群)・施設の地図	GAPの取組みのスタートに当たって、自己の茶園管理情報を整理することが不可欠です。 まずは、本項目に取り組みましょう。 茶園情報一覧表(様式集P4:参考様式③)、茶園地図(様式集P6:参考様式⑤)・施設管理台帳(様式集P7:参考様式⑥)を用いて整理します。
1-4-2	必須	責任と権限	下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある ①農場の責任者 ②施肥の責任者 ③農薬使用の責任者 ④農薬保管の責任者 ⑤労働安全の責任者	作業の責任者を明確にすることで、よりの確な茶園管理が出来るようになるでしょう。 茶園管理の組織票(様式集P8:参考様式⑦)で整理しておきましょう
1-4-3	必須	登録品種の種苗の適切な使用	許諾が必要な登録品種の苗については、権利者の許諾を得て栽培している。	苗の購入先に確認しましょう。

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-4-4	努力	知的財産の保護	①新たに開発した技術は特許・実用新案を申請している	
			②新たに育成した品種は、品種登録をしている	
			③新たにブランド化した商品名は商標登録している	
1-4-5	必須	苗の購入伝票等の保存	①新植や改植をする場合、苗の品種名・販売者・購入年月日を記録している。 ②自ら育苗している場合、挿穂の出所(圃場の名称または圃場番号)を記録している。	茶苗購入台帳(様式集P9:参考様式⑧)に記録しましょう。
1-4-6	重要	茶栽培機械の適切な保全・整備	①肥料散布機・農薬散布機・茶園管理機等、動力の付いた設備・機械は、年1回以上の定期点検・整備及び必要に応じた始業前点検を行い、設備・機械の不良による労働事故、農産物汚染、環境汚染等を防いでいる。	②設備・機械台帳(様式集P10:参考様式⑨-1)に記録しましょう。
			②設備・機械の定期点検、整備及び修理の記録を残している。	
			③外部の点検・整備(修理を含む)サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。	
1-4-7	重要	肥料等の在庫管理	①肥料等の在庫が台帳で確認できる。 ②肥料等の購入記録や散布記録に基づいて、台帳には入庫ごと・出庫ごとの記録がある。また、記録から実在庫が確認できる。但し、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。	肥料在庫台帳(様式集P12:参考様式⑩)に記録しましょう。

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
1-4-8	重要	農薬の在庫管理	①農薬の在庫が、台帳で確認できる。	農薬在庫台帳(様式集P13:様式例①)に記録しましょう。
			②農薬購入記録と農薬使用記録に基づいて、台帳には入庫ごと・出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。	
			③開封された農薬から先に使用できるように管理されている。	
1-4-9	必須	自己点検の実施	宇治茶GAPの自己点検を年に1回以上行っている。	
1-4-10	重要	信頼できる自己点検の実施	自己点検は、宇治茶GAPを十分に理解している者が行っている。 例えば、下記の方法がある。 ・すでに承認されている農場の責任者が行う ・宇治茶GAP指導員と共同で行う ・宇治茶GAP指導員による十分な指導のもとで、農場の責任者が行う	
1-4-11	必須	自己点検からの改善	自己点検の結果、取り組めていない項目を改善している。また、そのことが記録で分かる。	
1-4-12	必須	記録の保管管理	宇治茶GAPでの記録を、過去3年分以上保管している。	
1-4-13	重要	訪問者に対する注意喚起	家族、従業員以外の外来者に対しても、GAPで定めたルールを説明の上、守ってもらっている。	掲示物で注意を喚起し、来訪者にも自園のルールを理解してもらいましょう(様式集P26:作成例③)。

製茶工場編 マニュアル

1 「安心安全な茶製造を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
2-1-1	必須	食品衛生に関する管理運営基準の理解	京都府の定める「食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例」中の管理運営基準を把握し、茶製造における危害要因の特定と検討の参考にしている。 (※茶製造における一般衛生管理ポイント参照)	様式集P28～29の参考資料①(京都府条例)を参考とし、製茶工場も食品製造工場と見なして、衛生的に管理・運営しましょう
2-1-2	必須	製造工程の明確化と危害要因の特定と検討	生葉の受入～荒茶の運送・引渡しまでの製茶工場における製造工程を文書化して整理し、特に重点管理すべき危害要因があるか検討している。	様式集P14、15:参考様式⑫の製造工程表を参考として、製造工程や工程中の危害要因の整理作業に取り組みましょう。
2-1-3	必須	農産物の安全を確保する対策・ルール・作業手順の決定	2-1-2で見いだした製茶工場の中にある危害要因を無くして、茶の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化(表示・掲示でも良い)している。その対策・ルール・作業手順は、別表の一般衛生管理のポイントを参考とし、それ以外に製造工程などの固有の講ずべき危害要因があれば、独自のものも作成し、あわせて実践する。	22ページからの別表3を参考として、危害要因回避のため対策・ルール作りを行いましょう。 ・ただし、別表3は参考であり、自分の茶工場で気をつけなければならないポイントを見いだすためには、2-1-2の「作業工程の危害要因の検討」と2-4-1の「茶工場の基本的情報」の整理作業に取り組みましょう。
2-1-4	必須	対策・ルール・作業手順の周知と実施	2-1-4で定めた対策・ルール・手順を作業員全員に周知、指導している。	製茶期前に対策やルールを作業員全員で確認しあう等の方法をとりましょう。掲示物で徹底することも有効です。 実施漏れがないように記録簿(様式集P16:参考様式⑬清掃記録簿)等を使用する方法もあります。

2 「農業労働の事故を防ぐために」

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
2-2-1	必須	作業における危険箇所の把握	製茶工場内において作業者のケガや事故が発生することが考えられる危険な作業・危険な場所について一覧表などで整理している。作業内容・作業手順・機械に変更があった場合には、一覧表を修正している。	工場の状況や危険箇所を把握するために、工場主は製茶工場のレイアウト図(様式集P27:作成例④)を作成し、危険箇所は図示するか一覧表(様式集P17:参考様式⑭)を作成しましょう(2-4-1の取組と対応)
2-2-2	重要	事故の防止対策	上で整理した一覧表に基づき、事故を防ぐための対策・ルール・作業を作成している。対策やルールの設定の具体例としては、別表4を参考とし、実情に応じて独自の対策も考える。	26ページからの別表4を参考として、事故原因回避のための対策ルール作りを行います。 別表4はあくまでも参考であり、自らの製茶工程の中のリスク要因を自分たちで見いだし、軽減するルール作りをすることこそが、GAPに取り組む上でのポイントです。
2-2-3	重要	事故防止対策の作業員への周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ①工場内で作業を行う全員に対して、対策やルールを周知している。 ②危険性のある箇所・作業には、作業員に注意喚起を促す表示をしている。 ③作業員の間で事故になりかねない危険な事例の情報を共有している。 ④機械類の誤操作を防ぐ対策をとっている(カバー設置等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①、②、③作業員全員での会議等で周知を図りましょう。工場内に掲示物の貼付、虎ロープ、三角コーンなどで注意喚起することも有効です。 ④左記の項目を励行するよう実施しましょう(カバー設置や、スイッチ類の名称貼付)
2-2-4	重要	危険な作業に対する作業員の制限	<ul style="list-style-type: none"> ①安全のための十分な訓練を受けたことが記録で分かる ②酒気帯び者・薬剤を服用し作業に支障のある者・病人・妊婦・年少者・必要な資格を取得していない者、ではない ③高齢者に対する作業分担の配慮をしている ④安全を確保するための適切な服装・装備を着用している ⑤一日あたりの作業時間の設定と休憩の取得をしている 	<ul style="list-style-type: none"> ①農作業安全についての訓練や講習を受けた際のテキストや受講証を保管しておきましょう。 ②～④労働事故の発生を無くすために、作業内容について十分留意をしましょう。

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
2-2-5	必須	労働安全衛生に関する公的資格・講習	専門技能が必要な作業について、公的資格を保有または講習を修了した者がいる。(例:危険物取扱者・フォークリフト運転技能講習・乾燥設備作業主任者・ボイラー取扱技能講習等)	自分の製茶工場での作業に必要な資格がないか確認しましょう。(様式集P18:参考様式⑮) 分からない場合には、宇治茶GAP指導員に相談しましょう
2-2-6	重要	安全な農業機械の使用	①安全装置の確認、使用前点検、使用後の整備等は、機械・設備メーカーの説明や取扱説明書に規定された方法で実施している。 ②機械・設備の安全を損ねるような改造を実施していない。	①製茶期前にメーカーに点検依頼をするか、自己点検を実施しましょう。 ②安全カバーを取り外したままにしているようなことがないか確認しましょう。
2-2-7	必須	適切な燃料の保管管理(その1)	①燃料類の周辺は、火気厳禁にしている。 ②危険物は、消防法及び地方公共団体の火災予防条例に定める指定数量に関する取り決めを遵守して保管している。 ③適切に消火設備を配置している。	①「火気厳禁」標識の掲示をするなどして徹底しましょう。 ②指定数量を把握して遵守しましょう ③消火器の設置は必須です
2-2-8	重要	適切な燃料の保管管理(その2)	①燃料類は、ひび割れやキャップ・栓の閉め忘れ等がなく、漏洩を防止して保管している。 ②ガソリンは、専用のスチールの容器で保管している。	①「閉栓確認！」等の表示をして閉め忘れがないようにしましょう。 ②専用の容器を使用して保管しましょう。
2-2-9	努力	適切な燃料の保管管理(その3)	①使用しない時はバルブをしっかり閉めている。 ②燃料タンク等の転倒防止対策を講じている。 ③危険物表示を行っている。	①バルブ閉め確認の掲示をしましょう。 ②平らなところに置き、杭やチェーンで固定しましょう。 ③「火気厳禁」「危険物」標識の掲示をしましょう

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
2-2-10	必須	労災保険への加入	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。 (常時雇用の従業員が5名未満の個人事業を除く)	当てはまる場合には、加入しましょう
2-2-11	必須	最低賃金の遵守	従業員・雇用の最低賃金は、法律を遵守している。	京都府の最低賃金を確認し(京都府HP参照)それ以上であることを確認しましょう

3 「環境にやさしい茶製造を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
2-3-1	必須	廃棄物の適切な保管と処理	①廃油・廃プラスチック・その他環境を汚染する可能性のある廃棄物を、保管場所を決めて適切に保管している。	製茶工場から出る廃棄物について、廃棄保管物処理一覧表(様式集P5:参考様式④)で整理しましょう。 市町村の廃棄物区分一覧表を掲示して、それに従って、区分保管しましょう。 廃棄物保管場所には保管物の名称を掲示しましょう。 植物残渣を野焼きする場合は、消防署、役場などに届け出の必要性を確認し、地域のルールに従いましょう。
			②廃棄物は、地方公共団体の指導に従い、適切に処理している。	
			③使用済み農業資材を、野焼き、放置、埋め立てしていない。	
2-3-2	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクル	製茶工場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ①廃棄物の減量	①ビニールの再利用など廃棄物の減量・リサイクルに努めましょう。 ②廃棄物は、異物混入原因とならない場所に保管しましょう。 ③処理後リサイクルされる廃棄物は、廃棄物一覧表にチェックする。
			②決められた場所に分別して保管	
			③リサイクルの努力をしている	
2-3-3	努力	エネルギー使用量の把握	電気・ガス・重油等のエネルギー使用量を把握し、節約に役立てている。	電気・ガス・重油等のエネルギーの伝票を保管しましょう。 使用簿(様式集P19:参考様式⑯)に一日の消費量を記入し、消費エネルギーや残量を把握しましょう。

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
2-3-4	重要	省エネルギーの努力	<p>機械や施設を使用する際に、省エネルギーの工夫をしている。 (取組み例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い機械・施設を選択する ・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている ・作業工程を見直し、作業効率を上げる ・不要な照明は消灯する 	<p>環境負荷の低減やCO2排出量の削減等環境に配慮することが、自身の営農のコスト低減にもつながります。 「電気はこまめに消しましょう」等の掲示を行いましょ。</p>

4 「安定的な経営のために」

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
2-4-1	必須	茶工場の基本的情報	<p>工場主が茶工場について、下記の最新情報を把握している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①茶工場の名称 ②茶工場の所在地 ③製造品目(もみ茶・てん茶)と最大生葉処理量/時間 ④茶工場周辺の状況が分かる見取り図 ⑤茶工場のレイアウト図 (エネルギー・水の関連設備、製造設備・機械、資材・工具・油類・掃除用具等の置場、入出荷口、出入口、靴の履き替え場所、休憩・喫煙場所、飲食場所、トイレ、更衣場所、手洗場、廃棄物置場等) 	<p>GAPの取組みのスタートに当たって、自己の製茶工場の情報を整理することが不可欠です。 まずは、本項目に取り組みましょ。 工場のレイアウト図(様式集P27:作成例④)や製茶機械の一覧表(様式集P11:参考様式⑨-2)を作成して整理ましょ。</p>
2-4-2	必須	責任と権限	<p>下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある</p> <ol style="list-style-type: none"> ①工場責任者 ②製茶機械の管理責任者 ③エネルギー管理の責任者 ④出荷責任者 	<p>作業の責任者を明確にすることで、よりの確な製茶工程管理が出来るようになります。 製茶工場管理の組織表(様式集P20:参考様式⑰)を作成ましょ。</p>

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
2-4-3	重要	茶工場の設備・機械の適切な保全	①茶工場関連の設備・ボイラーや製茶機械等の機械類は、年1回以上の定期点検・整備、及び必要に応じて始業前点検を行っており、設備・機械の不良による労働事故、農産物汚染、環境汚染等を防いでいる。	機械の安全使用、作業員の事故防止、製品の安全性を守るには、機械の保守や点検をすることが重要です。 機械類の取扱説明書類は、必ず熟読し、また、すぐに読み返せるようわかりやすい場所にまとめて整頓して保管しましょう。
			②設備・機械の定期点検・整備及び修理の記録を残している。	
			③外部の点検・整備(修理を含む)サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。	
2-4-4	必須	自己点検の実施	宇治茶GAPの自己点検を年1回以上行っている。	毎年、点検シートで自己点検を行いましょう。
2-4-5	重要	信頼できる自己点検	自己点検は、宇治茶GAPを十分に理解している者が行っている。 例えば下記の方法がある ・宇治茶GAP指導員と共同で行う ・宇治茶GAP指導員による十分な指導の下で責任者が行う	宇治茶GAP研修会を受講したり、分からないことがあれば宇治茶GAP指導員に相談したりするなど、GAPを理解した上で取り組みましょう。
2-4-6	必須	自己点検からの改善	自己点検の結果、できなかった項目を改善している。 また、そのことが記録で分かる	点検シートへの記入や実践誓約書への記入で改善点を認識しましょう。
2-4-7	必須	記録の保管管理	宇治GAPに関する記録(宇治茶GAP点検シート、台帳など)を保管している	点検シートや台帳、記録などは保管し、次回の茶期への作業改善や経営改善に役立てましょう。

番号	レベル	項目	取組事項	取組み方法(例)
2-4-8	必須	荒茶の出荷と製造情報のつながり	荒茶の出荷について下記の内容を記録している。	①～④を全農配布の「京都宇治茶【茶生産記録簿】」に記録し、保管しましょう(生産管理台帳から生葉～荒茶までの情報を遡ることができます)。
			①出荷先	
			②出荷日	
			③出荷数量	
			④荒茶製造ロット	
2-4-9	必須	搬入生葉と生葉摘採情報のつながり	搬入された生葉の履歴が記録で分かる。	生葉受け入れ簿(様式集P21:参考様式⑱)に記録し、保管しましょう
2-4-10	必須	荒茶の製造と搬入生葉情報のつながり	荒茶製造ロット毎に、生葉の受け入れ記録が特定できる	生葉搬入～荒茶までの製造記録(様式集P22～23:様式⑲)を作成し、保管しましょう
2-4-11	重要	訪問者に対する注意喚起	設備修理業者、見学者等の外来者に対しても、安心安全な茶づくり、農業労働事故防止、環境への配慮上必要な対策を伝達して入場させている。	「土足厳禁」「帽子の着用」「機械に触らないで下さい」等の掲示をしましょう。(様式集P26:作成例③)見学者等の来訪者が多い場合には、来訪者用のスリッパ、使い捨て帽子を準備しましょう。

別表3： 2-1-3 一般衛生管理ポイント（農産物の安全を確保する対策・ルール・作業手順の例）

No.	対策・ルール・作業手順の例	取組方法(例)
1	生葉コンテナやボイラー及び茶葉と接する機械設備の洗浄に使用する水、及び作業員の手洗いに使用する水が、水道水以外の場合には、公的検査機関、または厚生労働大臣が指定する検査機関に依頼して、年1回以上の水質検査を受け、飲用可の水であることを確認しその記録を保管している。	水道水以外なら、近隣の環境からリスクが考えられないか宇治茶GAP指導員に相談しましょう。
2	水を殺菌・浄水して使用している場合には、殺菌・浄水装置の作動状況を1日1回以上点検し、その記録を保管している。	当てはまる場合には、記録簿を作成し、記入しましょう。
3	貯水槽を使用している場合は、定期的に清掃し清潔にしている。 法令に定められている場合は、水質検査を実施しその記録を保管している。	貯水槽を使用している場合には、定期的な清掃を実施し、記録簿に記入しましょう。
4	ボイラーのスケール(カルシウム・マグネシウム等の付着物)の防止に使用する添加剤は、食品衛生上問題がないものを使用している。	「食品添加物を原料とした製剤です」という表示のある添加剤を使用するようにしましょう。
5	①茶工場外部からの工場内部への、ねずみ族・昆虫及び鳥獣類の進入を防止する対策を取っている。 例：穴や隙間を塞ぐ、開放厳禁の措置、網戸・ネット・トラップの設置、光の管理等。但し、忌避材を使用する場合には、食品衛生に影響のない方法で実施する。 ②ねずみ、昆虫及び鳥獣類の棲家・繁殖場所となる可能性のある場所は、清潔な状態にしている。特に飲食をする場所や茶埃の堆積しやすい場所の管理に注意を払っている。	異物混入や、汚染源となる生物の侵入防止の項目です。 左記の対策・ルール・作業手順を参考にリスクの低減に取り組みましょう。
6	①ねずみ・昆虫の発生しやすい場所を選定して、粘着性捕獲器等をセットしている。 ②設置状況と捕獲状況について年2回以上記録して保管している。 ③捕獲状況から対策の見直しが必要な場合には実施している。 ④駆除が必要な場合には、食品衛生に影響のない方法で駆除を行っている。(殺鼠剤等の薬剤を使用する場合には保健所に相談する)	ねずみや昆虫を捕獲するための具体的対処法です。 発生が懸念される場合には、左記の対策・ルール・作業手順を参考にリスクの低減に取り組みましょう。

No.	対策・ルール・作業手順の例	取組方法(例)
7	<p>①屋外の排水溝及び廃水枡は、定期的に清掃されている。</p> <p>②茶工場周辺の植栽は、昆虫・小動物を誘引しないように配慮している。</p> <p>③工場周辺に昆虫の発生しやすい水溜りが放置されていない。</p> <p>④工場周辺で除草剤・防虫剤・その他の化学物質を使用する場合には、茶工場内へのドリフト及び茶葉への汚染を防止している。</p> <p>⑤周辺の農場からの農薬散布で、茶工場内に農薬がドリフトし、残留が心配される場合には、防御対策をとっている。</p> <p>⑥茶工場の加工エリア及びその周辺に、家畜やペットを持込んでいない。</p> <p>⑦掃除後の茶シブ・茶埃・植物残渣等の廃棄物置場が衛生的に管理されている</p> <p>⑧喫煙場所・禁煙場所が明確になっている。</p>	<p>工場周辺の環境に関する項目です。</p> <p>茶葉への異物混入や化学物質等の汚染を避けるために、左記の対策・ルール・作業手順を参考にリスクの低減に取り組みましょう。</p>
8	<p>①窓ガラスや壁材・床材の割れによる異物混入防止の対策をとっている。</p> <p>②雨漏りがない。また、天井材の剥がれ、落下による異物混入防止の対策をとっている。</p> <p>③アスベストが使用されているか確認し、使用されていた場合には対策を取っている。</p> <p>④照明が割れて飛散する可能性がある場合は、飛散を防止する対策をとっている。</p> <p>⑤内部排水溝は衛生的に管理されている。</p> <p>⑥農薬・家庭用殺虫剤・肥料・農機具を加工エリア内に置いていない。</p>	<p>工場内の異物混入防止策に関する項目です。</p> <p>左記の対策・ルール・作業手順を参考にリスクの低減に取り組みましょう。</p> <p>蛍光灯の飛散防止には、蛍光灯にカバーをつける、飛散防止蛍光灯を用いる等の対策があります。</p>
9	<p>①床、壁、天井、柱、梁等の構造物の破損、剥離、錆、その他劣化による異物混入を防止する対策をとっている。</p> <p>②茶埃を定期的に除去している。</p> <p>③コンベヤ等の製造ラインが床より下にある場合は、床からの異物混入防止対策をとっている。</p>	<p>工場内の環境に起因する異物混入を防止する項目です。</p> <p>左記の対策・ルール・作業手順を参考にリスクの低減に取り組みましょう。</p>
10	<p>①外履きと内履きのエリア分けが明確になっている。</p> <p>②衛生的で、異物混入の防止できる服装・帽子・内履きで入場している。</p> <p>③携帯電話・財布・タバコ・ライター・鍵・装飾品等の私物の持ち込み、着用に関して、異物混入防止ができる対策をとって入場している。</p> <p>④爪は長すぎず、付け爪やマニキュアをしていない。</p> <p>⑤手指に化膿を伴う外傷を負っている者は、茶葉にふれる業務には従事させないようにしている。</p> <p>⑥毛髪等、着衣への付着物由来の異物混入を防止する対策を取っている。(例えば粘着ローラー掛け等)</p> <p>⑦手洗い設備が設置されており、流水・液体石鹸・清潔な手拭き(ペーパータオル等)・消毒が利用可能である。</p> <p>⑧手洗い手順が表示されていて、その手順に従って手洗いを実施して入場している。手洗いは、茶葉に触れる作業に従事する場合に必ず実施している。</p>	<p>工場内の衛生管理や、作業員が危害要因となる異物混入防止に関する項目です。</p> <p>左記の対策・ルール・作業手順を参考にリスクの低減に取り組みましょう。</p>
11	<p>設備修理業者や見学者等の外来者に対しても、上記のルールを理解してもらった上で、守ってもらっている。</p>	<p>工場内のルールを明確にする項目です</p> <p>「土足厳禁」「帽子の着用」を明記した掲示を実施している見学者の多い茶工場、イベントなどで受け入れている工場には記名簿を置いてもらう</p>

No.	対策・ルール・作業手順の例	取組方法(例)
12	<p>①トイレは、加工エリアから隔離された場所に設置されている。</p> <p>②トイレには手洗い設備が設置されており、流水・液体石鹸・清潔な手拭き(ペーパータオル等)・消毒が利用できる。</p> <p>③手洗い手順が表示されていて、用後は、その手順に従って手洗いを実施している。</p> <p>④トイレは清掃、消毒が実施され、清潔に維持されている。</p> <p>⑤トイレの履物は、工場内部の履物とは区別して履き替えている。</p>	<p>トイレに関する項目です。</p> <p>トイレは、速やかに行ける場所があればよいでしょう。いつでも借りられるコンビニのトイレ等でも可です。</p> <p>石けん、水、ペーパータオルは置くようにしましょう</p>
13	<p>①飲食及び喫煙をする場所を決めており、工場の製造ラインに衛生的な影響を及ぼさない。</p> <p>②飲食及び喫煙をする場所には、ゴミ箱・灰皿が用意されており、衛生的に保管・処理されている。</p> <p>③飲食物は、ケース等に保管されている。</p> <p>④生ゴミ・汚物は、定期的に処理している。</p>	<p>休憩・喫煙場所に関する項目です。</p> <p>たばこの吸い殻や飲食物の包装が異物混入の原因とならないよう、飲食・喫煙する場所は、製茶ラインと完全に区分するように設定しましょう。</p>
14	<p>①工場外縁、工場内部、設備機械及び運搬車両を定期的に清掃または洗浄している。</p> <p>②構造物・機械設備・運搬用の車両の破損、塗料の剥離、錆、ネジ・部品等の緩み、油類の漏洩、その他劣化による異物混入・汚染を防止するように、定期的な点検・修理を実施している。</p> <p>③上記の清掃・洗浄・点検のルールは文書化されており、実施責任者、実施時期、実施内容が明確になっている。</p>	<p>工場内外の清掃、点検に関する項目です。</p> <p>組織表(様式集P20:参考様式⑰を参照)から、責任者が明確に分かるようにしましょう。</p> <p>清掃記録(様式集P16:参考様式⑬)に記入し、保管しましょう。</p>
15	<p>①掃除用具・ヘラ・工具・部品・箕等の備品自体の破損、劣化による異物混入・汚染の防止対策を実施している。</p> <p>②掃除用具は、直接茶葉に触れる製造ラインを掃除する道具とそうでないものを区別している。</p> <p>③掃除用具・ヘラ・工具・部品・箕等の備品の保管場所が決まっている。使用時以外は、所定の保管場所に戻されている。</p> <p>④掃除道具は、床から離して埃だまりを発生させないように管理している。</p> <p>⑤コンプレッサーは、水分や油分を除去した衛生的な圧縮空気を提供できるようにしている(フィルターの定期交換等)。また、除去された油や水分が床を汚染することなく適切に処分されている。</p>	<p>工場の用具管理に関する項目です。</p> <p>掃除用具自体が異物混入やホコリ等の汚染源とならないよう、左記項目を励行するよう努力しましょう</p>

No.	対策・ルール・作業手順の例	取組方法(例)
16	<p>①修理や掃除・洗浄で発生した廃棄物は、確実に撤去して廃棄物保管容器に廃棄している。</p> <p>②廃棄物保管容器は、誤って製品と混じらないように識別して保管している。</p> <p>③茶シブ・茶埃等の植物残渣は、不衛生な状態で加工エリア内に放置されていない。</p> <p>④茶葉が触れる製造ライン上の部品に注油する場合には、食品専用の油を使用している。</p> <p>⑤油類、塗料、薬剤等の化学物質の保管場所を決めて保管している。使用時以外は、所定の保管場所に戻されている。</p>	<p>製茶工場から出る廃棄物に関する項目です。 左記項目を励行するよう努力しましょう。</p>
17	<p>機械設備の点検・修理業者等、外部の関係者にも上記の該当部分を周知し、遵守させている。</p>	<p>工場内のルールを明確にし、製茶作業従事者以外にも理解してもらうための項目です。 「土足厳禁」「帽子の着用」「禁煙」等を明記した掲示を工場入り口などに掲示しましょう。 その他ルールがあれば、掲示を実施しましょう。</p>
18	<p>①大海・ダンボール・梱包資材等の保管場所を決めて保管している。 使用時以外は、加工エリアに放置されることなく、所定の保管場所に戻されている。</p> <p>②大海・ダンボール・梱包資材等は、床に直置きされていない。</p>	<p>包装資材に関する項目です。 茶流通業者に引き渡す製品を梱包する資材は、特に管理・保管に気をつけましょう。 左記の対策・ルール・作業手順を参考にリスクの低減に取り組みましょう。</p>
19	<p>①商品の梱包・包装前に除鉄装置を設置している。</p> <p>②除鉄装置は定期的に保全されている。</p>	<p>異物混入(特に金属片)に関する項目です。 清掃記録(様式集P16:参考様式⑬)に記入する。 除鉄装置に付着した鉄片や鉄粉は、製品に混入しない方法や時期に除去しましょう。</p>

別表4 2-2-2 農業労働の事故を防止する対策・ルール・作業手順の例

No.	対策・ルール・作業手順(例)	解説(取組の方向)
1	床の配管で、つまずかないようカバーをつけるなど対策を取っている。	つまずくような配管がある場合には、左記項目に取り組みましょう。
2	内部の排水溝には、蓋をしている。	工場内の排水溝等がある場合には、左記項目に取り組みましょう。
3	地下ピットへの転落を防止する対策を取っている。	柵の設置や虎テープなどを貼るなどの注意喚起の表示を行うように努力しましょう。
4	配電盤、制御盤の漏電防止措置をしている。	アース、漏電ブレーカーの設置をしましょう。
5	機械に巻き込まれないよう安全フレームをつけている。	むき出しのベルト等がある場合には、左記項目に取り組みましょう。
6	製茶機械の点検や清掃の際には、主電源を完全に切ってから実施している。	巻き込まれ等の事故を防止するため、左記項目を励行しましょう。
7	機械の電源を入れる際には、大きな声を掛ける等で作業者の安全を確保している。	「声かけ確認」などの掲示をして、実践しましょう。
8	高所作業の際には、ハシゴや脚立の固定等、安全対策をしている。	転落事故等がないよう、2人以上での作業を励行しましょう。
9	危険箇所には、注意を促す表示をしている。	虎ロープ、三角コーン、掲示などで注意を促すようにしましょう。
10	巻き込まれ防止のため、袖口の締まった着衣で作業している。 異物混入防止のためにポケットのない着衣で作業している	事故や異物混入を防止するため、別表3-10③も参考にし、安全な着衣で作業をするようにしましょう。